

東大阪市告示第104号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を別紙のとおり指定したので、東大阪市身体障害者福祉法施行細則（昭和63年東大阪市規則第7号）第4条の規定により告示する。

令和8年7月21日

東大阪市長 野田 義和

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定一覧

氏 名	担当診療科名	指定する障害の種類	医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
益田 尚典	眼科	視覚障害	医療法人 ますだ眼科 代表者: 益田 尚典	東大阪市小阪本町1-4-1	令和8年6月1日付
桑原 学	呼吸器内科	呼吸器機能障害	医療法人藤井会 石切生喜病院 代表者: 藤井 弘史	東大阪市弥生町18-28	令和8年6月1日付
野沢 彰紀	外科・肝胆膵外科	ぼうこう又は直腸機能障害 肝臓機能障害	医療法人藤井会 石切生喜病院 代表者: 藤井 弘史	東大阪市弥生町18-28	令和8年6月1日付
伊藤 和博	脳神経内科	肢体不自由	医療法人藤井会 石切生喜病院 代表者: 藤井 弘史	東大阪市弥生町18-28	令和8年6月1日付
山田 修司	整形外科・リウマチ科 ・リハビリテーション科	肢体不自由	山田整形外科・リウマチクリニック 代表者: 山田 修司	東大阪市宝町3-17	令和8年6月1日付